

久福第417号
令和5年8月16日

社会福祉法人三育会
理事長 奈良 浩二 様

久喜市長 梅田 修一

児童福祉施設等特別指導監査の結果について（通知）

令和5年5月2日（火）に貴法人の運営する保育所において発生した重大事故を受け、令和5年5月16日（火）から令和5年7月26日（水）までの期間に実施した、児童福祉法第46条第1項及び久喜市児童福祉施設指導監査実施要綱第9条第2項に基づく特別指導監査の結果、下記のとおり改善を必要とする事項が認められました。

については、速やかに所要の措置を講じ、その結果を令和5年9月29日（金）までに文書により報告してください。

記

（1）事故の再発防止に関する事項

- ①見守りについて、保育士に対して次のとおり教育訓練を実施すること
 - ア 園庭で遊ぶときは子どもの安全を第一に考え、常に子どもの行動を把握するよう努め、見守りを徹底するよう教育訓練を実施すること。
 - イ 見守りから離れなければならない状況が生じたときは、必ず他の保育士に声を掛けて見守りが継続されるよう引き継ぐこと。
- ②保育所は、常に施設等の安全点検を怠らないようにすることはもとより、保育士に対して築山を含む遊具等で子どもを遊ばせるときの安全指導に関する教育訓練を実施すること。特に保育士が担当する歳児が変わるときには、保育士がまだ園庭の特性を掴みきれていないことや、児童の遊び方に対応できていないことから特に事故が起きやすいタイミングであるため、確実に実施すること。安全指導は「安全性」「ルール」「指導方法」の観点から、次の点に注意すること。
 - ア 児童が遊具を使用する際に、けがや事故が起こらないように遊具の安全性を確認し、適切な使い方を指導すること。
 - イ 遊具を使用する順番や、他の児童と仲良く遊ぶためのマナーなど、園庭内での遊び方に関するルールを児童に理解させること。
 - ウ 児童に指導する際には、言葉だけではなく、実際に行動で示したり、絵本や紙芝居を用いたりすることで、わかりやすい指導方法を心がけること。
- ③園内において職員会議の内容やヒヤリハット等に関する共通認識を図り、保育士間の認識に相違が生じないようにするため、次のとおり情報共有を徹底すること。
 - ア 保育を実施する上で職員間の情報共有は重要であることから、全体職員会議の実施や会議記録の作成及び回覧等を行い、情報共有を徹底すること。

- イ 安全管理に関する内容については文書等を用いて確実に伝達すること。
- ④保育に必要な木材やロープ、遊具の部品などが放置されることがないように次のとおり保育環境の整備を徹底すること。
 - ア 児童の安全を第一に考え、常に園庭内の整理整頓を行うこと。
 - イ 特に作業に用いた道具類は鍵の掛かる場所に保管することとし、児童の手の届く場所に置かれたままにならないように注意すること。
 - ウ 剪定した後の枝木等の不要物は速やかに撤去し、児童がふれることがないように徹底すること。
- ⑤園庭には樹木や遊具が多くあり、死角になりやすい場所が存在するため、次のとおり見守り方法等を見直すこと。
 - ア 全ての保育士は死角の危険性について再認識するとともに、園庭内で死角になりやすい場所を把握し、保育士の立ち位置等を見直すなどして、死角に対応できるような見守り方法を随時見直すこと。
 - イ 樹木の剪定はもちろんのこと、遊具の配置を見直すなど、死角になりやすい場所の解消に努めること。

(2) 日常の保育所運営に関する事項

- ①職員会議録を職員に回覧し、情報共有を図ること。
- ②職員の資質向上を図るための具体的な研修計画を定めること。研修計画は保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえたものとする。
- ③消防計画を職員に周知するとともに、周知した記録を残すこと。
- ④避難訓練及び消火訓練の実施が確認できない月（令和4年8月、11月）があった。訓練をそれぞれ月に1回以上実施するとともに、実施した記録を残すこと。
- ⑤通報訓練を年1回以上実施するとともに、実施した記録を残すこと。
- ⑥地震対策訓練及び火災対策訓練を実施しているが、水害対策訓練を実施していない。水害対策訓練を実施するとともに、実施した記録を残すこと。
- ⑦非常災害対策計画を職員に周知するとともに、周知した記録を残すこと。
- ⑧令和4年度の保育所の自己評価を実施すること。また、自己評価の結果を公表すること。
- ⑨給食日誌に記録するなどして給食の残食量を把握し、献立の作成等に活用すること。
- ⑩検食が完了する前に給食が提供されることのないよう徹底すること。
- ⑪調理従事者及び調乳担当者の検便記録は適切に保管しておくこと。
- ⑫保健計画を職員に周知するとともに、周知した記録を残すこと。
- ⑬事故防止、救急対応（心肺蘇生法等）、不審者対応及び感染症対策に関する研修は毎年定期的に実施すること。研修を実施した際は実施記録を残すこと。
- ⑭安全計画を策定し職員へ周知すること。安全計画の策定に当たっては厚生労働省子ども家庭局保育課発出の「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について」を再確認すること。
- ⑮どろんこ遊びにおいて児童が桶に溜めた水に浸かって遊ぶ場合はプール活動に該当するため、必ず監視に徹する職員を配置するとともにプール日誌に記録を残すこと。また、複

数の児童が同じ水に浸かる場合は残留塩素濃度を測定しプール日誌に記録を残すこと。

⑯遊具や園舎の安全点検を実施するための安全点検表は、今回の事故により実施した見直しに限らず、日々の状況等の変化を踏まえて定期的に見直しを行うこと。

⑰児童の登降園時刻については全ての児童について記録すること。

担当

久喜市福祉部 社会福祉課 福祉監査係

電話：0480-22-1111